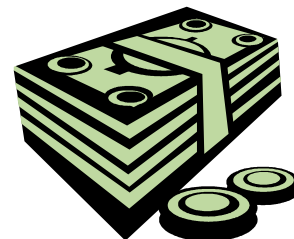


相続税 ～大增税時代到来？～

昨年末、平成23年度の税制大綱が発表されました。すでに新聞等で報道されていますが、相続税でも大きな改正がありました。大きく分けると基礎控除額の引き下げと相続税率の引き上げです。今回は、改正情報第一弾としてこの内容をみていきます。



(1) 基礎控除額の引き下げ

相続税の基礎控除額は、これまでもありました。金額の再確認ですが、

$$\text{基礎控除額} = 5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

でしたね。例えば、お父さんが亡くなってお母さんと子供2人が遺された場合は、5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円ということです。しかしこれが今回の改正（改悪？）により

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

上記と同じケースでは、3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円となります。免税になるラインが単純に引き下げられたということで、これまで相続税は関係ないと思っていた方も気になる場所ですね。

(2) 相続税率の引き上げ

上記(1)が、広くより多くの納税者から徴収することを趣旨とするならば、相続税率の引き上げは文字通り財産をたくさん持っている人を狙い撃つものです。比べてみた方がわかりやすいので、下記表をご覧ください。

現行		改正後	
各取得分の金額（※）	税率	各取得分の金額（※）	税率
1,000万円以下	10%	1,000万円以下	10%
1,000万円を超え3,000万円以下	15%	1,000万円を超え3,000万円以下	15%
3,000万円を超え5,000万円以下	20%	3,000万円を超え5,000万円以下	20%
5,000万円を超え1億円以下	30%	5,000万円を超え1億円以下	30%
1億円を超え3億円以下	40%	1億円を超え2億円以下	40%
		2億円を超え3億円以下	45%
3億円を超え5億円以下	50%	3億円を超え6億円以下	50%
		6億円超	55%



(※) 各取得分の金額とは、各法定相続人が法定相続分で取得したものとみなして計算した金額のことです。詳しくは、NO.24をご参照ください。また、表中で赤字部分が今回新たに創設されたラインと税率になります。

ご覧の通り、1億円以下については変わりませんが、財産の額が多くなるとじわりと税率が高くなります。およそ8年前までは最高70%という税率（上記表の金額が20億円以上となる場合）もありました。再びそこへ向かおうとしているのかもしれませんが・・・？

(3) 適用開始時期

上記(1)(2)の改正（改悪）は、平成23年4月1日以後に発生する相続（遺贈）から適用されます。莫大な財産をお持ちで現在延命治療を行っている方は・・・なんて考えなくてもよさそうですよ。↓↓↓

父が20億円を遺して死亡、相続人は母と子供2人・・・一家で1,820万円の増税です。大したことない！？